

## 消費税

- ①税率の引上げ（時期と幅等）
- ②いわゆる逆進性の問題への対応
- ③課税の適正化、消費税と個別間接税の関係等

## その他の税目

- ①個人所得課税
  - ・ 各種の所得控除や税率構造の改革
  - ・ 給付付き税額控除
  - ・ 金融所得課税の一体化
- ②法人課税
  - （23年度改正：課税ベースの拡大等と実効税率の引下げ）
- ③消費課税（消費税以外）
  - ・ 車体課税
  - ・ エネルギー課税（地球温暖化対策のための税）
- ④資産課税
  - ・ 課税ベース・税率構造の見直し
  - ・ 事業承継税制
- ⑤地方税制
- ⑥その他
  - ・ 社会保障・税に関わる共通番号制度
  - ・ 国際課税、国際連帯税等

## 【参考】「社会保障・税一体改革成案」具体化のための検討課題

### 消費税

- ①税率の引上げ（時期と幅等）
- ②いわゆる逆進性の問題への対応
- ③課税の適正化、消費税と個別間接税の関係等

#### Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

##### 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

###### (4) 消費税率の段階的引上げ

- ・ 社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。
- ##### 2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成
- ・ まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、国・地方合わせて、「機能強化」にかかる費用、高齢化の進行等により増大する費用及び基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用（社会保障国民会議では、この3つの経費を合計して「機能強化」として試算している）、後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用及び消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る。
  - ・ これらの取組みなどにより、2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。

#### Ⅳ 税制全体の抜本改革

##### (3) 消費課税

- ・ いわゆる逆進性の問題については、消費税率（国・地方）が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討する。
- ・ 消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。

#### Ⅴ 社会保障・税一体改革のスケジュール

- ・ 政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる
- ・ 「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。
- ・ 税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- ・ これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、法制化の際に必要な措置を具体化する。

## その他の税目

### ①個人所得課税

- ・ 各種の所得控除や税率構造の改革
- ・ 給付付き税額控除
- ・ 金融所得課税の一体化

#### IV 税制全体の抜本改革

##### (1) 個人所得課税

- ・ 各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。
- ・ 給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。
- ・ 金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

### ②法人課税

(23 年度改正：課税ベースの拡大等と実効税率の引下げ)

#### IV 税制全体の抜本改革

##### (2) 法人課税

- ・ 課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げを行う。
- ・ 中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引下げを行う。

### ③消費課税（消費税以外）

- ・ 車体課税
- ・ エネルギー課税（地球温暖化対策のための税）

#### IV 税制全体の抜本改革

##### (3) 消費課税（消費税以外）

- ・ エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源 CO2 排出抑制等を図るための税を導入する。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。
- ・ 車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。

### ④資産課税

- ・ 課税ベース・税率構造の見直し
- ・ 事業承継税制

#### IV 税制全体の抜本改革

##### (4) 資産課税

- ・ 相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化を行う。
- ・ 贈与税を軽減する。
- ・ 事業承継税制について、運用状況等を踏まえ見直しを検討する。

## ⑤地方税制

### IV 税制全体の抜本改革

#### (5) 地方税制

- ・ 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。
- ・ 税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

## ⑥その他

- ・ **社会保障・税に関わる共通番号制度**
- ・ **国際課税、国際連帯税等**

### IV 税制全体の抜本改革

#### (6) その他

- ・ 社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備を進めるとともに、国際的租税回避の防止を通じて適切な課税権を確保しつつ投資交流の促進等を図る等の国際課税に関する取組みや国際連帯税等について、検討を行う。